

財務省告示第二百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年七月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十三

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九

三 法律及びその 一年法律第二十三号）第四十六条第

四 項及び第六十二条第一項

五 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成

六 用等 十三年法律第七十五号。以下「振

七 替法」という。）の規定の適用を

八 受けるものとし、その振替機関は

九 日本銀行とする。

十 価格を競争に付して行われる入

十一 札（以下「価格競争入札」とい

十二 う。）による発行（以下「価格競

十三 争入札発行」という。）、「価格競

十四 争入札と同時に行われる入札で

十五 あつて、価格競争入札において

十六 定められた利率をその利率と

十七 し、価格競争入札において募入

十八 の決定を受けた各申込みの応募

十九 価格を募入額により加重平均し

二十 て得られる価格をその発行価格

二十一 とするものによる発行（以下「非

二十二 競争入札発行」という。）、「価格

二十三 競争入札と同時に行われる入札

二十四 であつて、財務大臣が各国債市

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場
入 場 も 加 ` た 価 格 国 定 特
札 特 の 者 ` 後 格 債 市 め 別
発 別 に 者 財 競 争 入 場 る 参
行 参 による 務 争 札 特 の 加
` 加 行 行 大 入 札 別 者 者
と 者 行 臣 が 札 の 参加
い 第 行 各 入 の 者 者
う 以下 ` 国 札 行 者 行
。 非 ` 債 入 行 者 行 以下
。 価 ` 市 札 入 者 行 第 非
。 格 国 ` 場 札 の 者 行 第 非
競 債 定 特 決 及

八 口

各 割 各 当 も 各
の 申 込 申 込
ら そ の う ち
の 申 込 額 を 順 次 割 り
。 申 込 額 を 案 分 により
。 申 込 額 を 案 分 により

六

イ 発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競

円 額
面 金 額
で 一 兆 七 千 百 六 十 二 億

入札発行
利率
利子
経過
の払込み

(一) 一年・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 21}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のについては、前記(一)の算式
により算出した金額から当該金
額に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
ににおいて取得する者が非居住
者又は外国人である場合は、
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

十四 初期利子

平成二十年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
後第二期 の利子	以後	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
毎	日	平	日	財	平	平
年	を	成	本	務	成	成
六	支	二	銀	大	二	二
月	払	十	行	臣	十	十
二	期	五		か	年	年
十	と	年		ら	七	七
日	し	六		通	月	月
及	、	月		知	十	十
び	各	二		を	一	一
十	支	十		受	日	日
二	払	日		け		
月	期	二		た		
二	に	十		者		
十	属	日				
日	す					